

令和5年の労使紛争の処理状況等について

1 概要

労使紛争の処理機関である労働委員会では、取組の方向性等を定めた「広島県労働委員会活動指針」に基づき、集団的労使紛争及び個別労働関係紛争の迅速・的確な処理に取り組むとともに、紛争の未然防止や自律的解決への支援、関係機関との連携活動等の取組を行った。

2 紛争処理等の状況（令和5年1月～12月）

(1) 不当労働行為の審査

(単位:件)

区 分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H30～R4の平均取扱件数
不当労働行為の審査	2	2	4	3	命 令	2	5.6
					和 解	1	
					取下げ	0	
行 政 訴 訟	1	2	3	2			1.6

- 新規申立て2件は、企業や職種に関係なく個人で加入できる合同労組からの申立てであった。
- 終結した3件は、命令・決定が2件、関与和解が1件であった。
- 平均処理日数は295.3日であった[処理目標期間は1年]。

(2) 労働争議の調整

(単位:件)

区 分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H30～R4の平均取扱件数	
労働争議の調整	あ っ せ ん	0	2	2	2	解 決	1	4.8
						打 切 り	1	
						取 下 げ	0	
	調 停	0	0	0	0			0
仲 裁	0	0	0	0			0	

- 新規申請のあっせん2件は、いずれも合同労組からの申請であった。
- 新規申請を事項別（重複あり）で見ると、いずれも「団交促進」を含んでいる。
- 平均処理日数は65.0日であった[処理目標期間は90日]。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん

(単位:件)

区 分	前年からの繰越し	新規係属	計	終 結			H30～R4の平均取扱件数
個 別 労 働 関 係 紛 争 の あ っ せ ん	2	12	14	9	解 決	4	11.0
					打 切 り	4	
					取 下 げ	1	

- 新規申請のあっせんに事項別（重複あり）で見ると、「解雇・雇止め」が5件と最も多く、次いで「退職」が4件となっている。
- 終結した9件の内訳は、解決が4件、打切りが4件、取下げが1件であり、打切りの内訳は、被申請者によるあっせん拒否が2件、当事者によるあっせん案の受諾拒否が2件である。
- 平均処理日数は49.7日であった[処理目標期間は30日]。

3 労働委員会活動指針に基づくその他の主な取組

(1) 紛争の未然防止や自律的解決への支援

紛争当事者による自律的な紛争解決の支援や紛争の未然防止を図るため、出前講座の実施、機関紙への事例掲載等を行った。

○ 出前講座

例年、教育機関、経済団体等を対象に複数回実施しており、令和5年は次の3件を開催した。

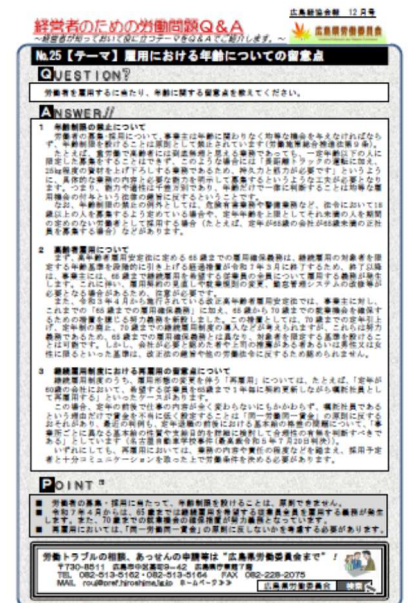
団体等	開催日	概要
県教育委員会	5月10日 及び11日	事務局職員が、高等学校の就職支援教員などを対象に、賃金や労働時間、休日・休暇等に関する基本的な労働ルールの解説や労働契約の締結に当たっての注意点等の説明を行った。
東広島商工会議所	11月20日	労働委員会の使用者委員が、最近の労働トラブルの傾向や防止策、トラブルが発生した場合の対処法について解説した。
広島公務員専門学校	11月27日	事務局職員が、公務員・民間企業を問わず適用される労働ルールや、働き方改革の概要について説明した。



○ 機関紙への記事掲載等

広島県経営者協会の会報に、「就業規則の不利益変更」、「障害者雇用」、「休憩時間等」といった労使間で問題となるテーマについて、Q&A形式での解説記事を定期的に掲載した。

また、広島商工会議所等の県内経済団体や労働団体（連合広島）等に対し、労働委員会制度の周知と各団体のホームページへの関係記事の掲載を依頼した。



(2) 関係機関との連携活動

○ 労使関係セミナー

広島労働局、法テラス広島、広島弁護士会、広島県社会保険労務士会等で構成する『労働紛争解決ネット広島』と中央労働委員会の共催により、県民を対象としたセミナー（基調講演(テーマは「無期転換ルールと雇止め」)及びパネルディスカッション)を開催した(参加者78名)。

○ 関係機関との協議等

『労働紛争解決ネット広島』の構成機関の担当者が、各機関の運営状況や法令改正等について情報共有を図った。